



「住民監査請求」 陳述

(要約) 令和6年4月10日

参加者(6名) ●仁木町監査委員 原田修氏、今井聡裕氏

●議会事務局 2名 町職員 2名

●陳述者 宮下周平

場所 ●仁木町役場 3F 委員会室



(文責) 西町11丁目「まほろば自然農園」

代表 宮下 洋子

1、挨拶

このたび、仁木町より改めて、このような陳述の席を設けて頂きまして、深く感謝申し上げます。以後、挨拶省略—————

さて、既に「住民監査請求」と「証拠書類」一式を監査委員に提出し、4月2日付けをもって受理されたことに、お礼申し上げたいと存じます。おおよそ、請求側の申し上げたい事項を細大漏らさず書きとどめ、またそれに纏わる証拠書類も兼備しました。あえて、この場で、加えて細部に亘っての陳述するつもりはありませんが、確認したい事が2、3あります。もしまた、監査側からの質問がおりならば、双方書類を以て質疑応答に代えさせて頂きたいと思えます。それは、録音記録等が禁止事項にあり、後々物議を醸すことなきことを期するが為です。今日は、ここに至った経緯や、今後の町の事など、私たちの見解を述べさせていただきたいと存じます。

2、法第242条第3項

「暫定的な停止勧告制度」に基づき、
「未だライフプランニングへの支払いが未了であるならば、停止して頂きたい。暫時、支払い停止を、監査委員より町長に対して勧告して頂きたい」

事前に完了ならば、訴えが異なります。この件を盛り込んだ「住民監査請求」提出を知るも、事後支払い完了とするならば、それも住民無視で、後日、争点になる問題点でもあります。

3、「証拠 23 番」

を提出しました。先日7日・日曜日の新聞折り込みチラシに、「長周新聞」の一面全紙の記事を配布させて頂きました。私たちも、遠く離れた山口県下関からの報道と、その内容の濃さと量に驚かされました。この新聞社は、再エネの風車やソーラー事業に対して極めて綿密な調査取材をして全国に送付していると聞きます。面識もない新聞社から、かくも全国から注視されている仁木町。それほど、環境問題では、全国的に信頼されている新聞社でもあります。

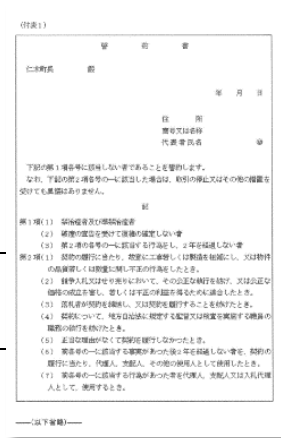


これは、なおざりに出来る案件ではなく、寧ろ仁木町民・道民・国民挙って注目して居る中、今回の「住民監査請求」は、**将来を占う試金石**と考えております。

4、仁木町財務規則第125条違反(証拠5番)

に規定された「誓約書・付表1」は必ず提出することになっております。

しかし、前任の契約担当者から後任に引き継いだ際、引継ぎが順当にいかず、「誓約書・付表1」の提出が必須であることは忘却され、「証拠5番」は仁木町のすべての競争入札契約について、欠けている可能性があります。よって、後任者が担当している仁木町のすべての競争入札契約は、仁木町財務規則違反となります。この件をお確かめください。



5、議会で ^{きよぎ}虚偽の発言

公募プロポーザルの仕様書をどなたが作成したのか。議事録では、役場が作成したことになっており、さらに林副町長が自ら作成したと、昨年10月「令和4年度決算特別委員会」の席上で述べられておりました。これは明らかに**虚偽の発言**であります。

「証拠9番」のドキュメントプロパティからして、ワンテーブルの某氏が作成し、そのまま直ちに公開したことは請求書に詳細を尽くしております。住民監査請求の「証拠9番」では、「某氏」の名前は個人情報に該当するかもしれませんが、黒塗りして隠していますが、証拠の開示として「証拠24番」を、この場（4月10日の陳述）のみで開示します。（「補正申立書2，イー3」）

某●●氏（既に退社、同じコンサルタント会社●●●●●●●●に転職）は、一昨年から昨年初頭にかけての仁木町の職員向け説明会で、講師役で皆さんにレクチャーされた方です。実質、この●●氏が、全内容を作成したものです。これを、補記とします。



6、アドバイザーと企業が同一で利益相反

「町の観光振興や定住促進」の為に、経産省派遣のアドバイザーに就任しながら、それがそのまま公募型プロポーザルの成果品（再生エネルギービジョン）の結論に繋がっています。このことは、最初より自分の企業の利益を優先していたと見る事が出来ます。アドバイザー報酬は塵芥の如く、「観光振興、定住促進」は、島田氏にとって、いわば「どうでもよい入口・口実」に過ぎなかった訳です。

当初より、高額な「太陽光パネル設置や脱炭素の施設」で補助金（一億円）を獲得することを目的とし、それを総務省や経産省は、ただ黙認。その代償に、役場の勤勉な職員は利用されていたと言えるのです。未だに実情を知らされていないのは、役場の職員と仁木の町民のみです。

7、「長周新聞」の結語にあったように、

「こうした補助金はもともと国民の税金であり、東北や能登半島をはじめとした被災地や復興や地場産業振興、子育て支援など、国民が安心して暮すために優先して使われるべきものだ

それが再エネ事業に参入する企業の為にどんどん支出されている。そのうえ大規模風力やメガソーラーの建設で土砂災害や農漁業・生態系への悪影響が生まれ、風力発電の低周波による健康被害やメガソーラーの火災で住民生活が脅かされる事例が全国各地で報告されているのだから、本末転倒と言う他ない。

また、補助金を通じて国が地方自治体をコントロールする手法が、安部政権下で拡大して来た。住民のための、住民の意志によって運営され、自立性を持つという地方自治の本旨が、問われているということでもある。

仁木町で起こった問題は、全国の自治体に警鐘を鳴らすものとなっている。」

まさに我々「仁木町の風力発電を考える会」は、この地方自治の本旨に呼応するように働きかけて来た活動であり、反対の為に反対ではないのです。風力発電やソーラーパネルの再生可能エネルギーの欺瞞とその裏に隠されたこのような利権構造を訴えたいが為に、より良い仁木の明日の為に、今日まで活動を続けて来たのです。



8、「証拠 25 番」を提出します。(後日「風の祈り 20 章」町内配布)



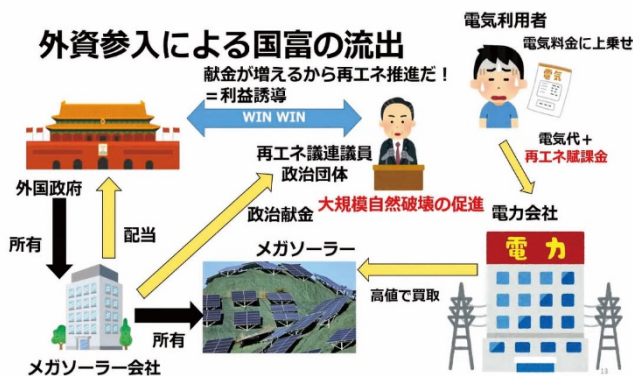
その内容は、河野太郎内閣府規制改革大臣が主導する内閣府タスクフォースの民間構成員に「自然エネルギー財団」事業局長の大林ミカ氏を任命したことに始まります。

彼女のレクチャーする資料スライドのほとんどに中国「国家电网公司」制作の透かしロゴがテンプレートとして入ったことにより、国防上の大問題として、今、国会内で大紛糾しています。

9、再エネ賦課金が中国に還流

さらに、再エネ賦課金年間総計 5 兆円の内、中国に 2~3 兆円還流している

事実が発覚しました。果たして、再エネ事業自体の是非が、今問われているのです。



こういった時に「官製談合」疑惑が、仁木町で起こり、しかも総務省経由で、「再エネ事業」狙いともなれば、時同じくして、ますます本町への疑惑の目が、全国から向けられるのは必定であります。

10、謀略のワンテーブルと密約の内に独断専行した町長・副町長

町長、副町長は、職員の負担を増やし、悩みを深め、また町民の知らぬ闇となり、一部の議員を除いてほとんどの議員は何も知らず、この国を揺るがす大問題に対して、無関心に職分を全うせぬままにあります。これは、孔子の言う「事を憎んで、人を憎まず」で、事の引き起こした重大さを責めているのです。全く町の機能が形の上では動くも、内実は停止したままの町政の行く末は、前途暗澹たるものであります。今こそ、立て直すべき時期に来ていると思われまます。

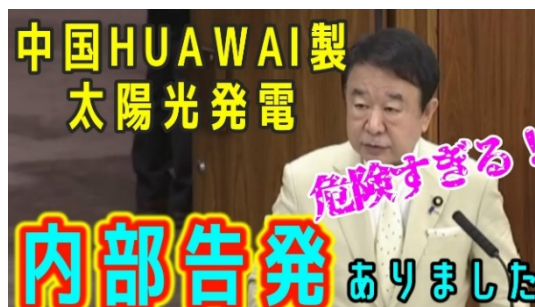


11, 安全保障上の懸念

4月8日、参議院行政監視委員会にて自民党の青山繁晴参議院議員が岩田経済産業副大臣へ質疑した内容です。(別紙「証拠26番」)

技術者から「中国製太陽光発電」の危険性について内部告発。

仁木町の庁舎の裏に設置された縦型ソーラーパネルは、問題のライフプランニングによって、「令和5年度仁木町エネルギー転換実証事業」に使用されているもので、ロンジとファーウェイとの中国企業製品のワンセットです。



「電気支援技術者は、多くの人々が、中国製のソフトウェアを、自分のパソコンにインストールするのは、抵抗があるので、この太陽光発電を導入している事業者のパソコンにインストールして、リセットを行っている。一方でこのファーウェイ製の制御系を搭載した太陽光発電所の多くは、インターネットにつながっている。

すなわち、ネットワークを通じて、中国の共産党や軍部による制御が、可能な状態にあるということ、皆で心配している。

中国が産業製品を輸出して、そこに中国の国家統制が効くようなソフトを組み込ませるとするのは、世界で懸念されていることです」

という青山議員の指摘が意味するところは、**仁木町役場のパソコンシステムの中に、中国のスパイウェアを取り込むことの危険性なのです。**



中国製の風力発電機器・機械はいうに及ばず、中国製のEV(電気自動車)も全く同じ危険性を抱えています。

仁木町役場や自然災害発生時における避難所についても、そのエネルギー供給システムが、**「ネットワークを通じて、中国の共産党や軍部による制御が、可能な状態にある」**こととなって、本当に**「仁木町民の命を中国の共産党や軍部による制御にゆだねることとなってよいのか」**

という極めて憂慮すべき問題であります。この点の不当性についても、監査委員のご判断を求めるものであります。

12, 余市・仁木は軍港を支える自治体

そして、余市町と共に仁木町は、海自ミサイル艦施設「余市防衛隊」のある余市港と小樽港という軍港を支える地方自治体であります。

その防衛最前線の自治体が、無思慮に中国製品を安易に導入して良いものか。余りにも粗忽軽率に過ぎるかもしれません。国土防衛、地域守護、住民尊命の観点や重責が欠落していた。日本国を取り巻く国際環境の激変により、殊に、北海道の防衛と道民の避難安全を優先すべき緊急事態の到来と考えます。いわんや「中国製風力発電の建造」においておやで、後々後悔しても先に立たざる時が必ずや来ます。従来「お花畑」の悠長な発想では最早限界であります。重ねて、監査委員の深慮に期する処大であります。



13、「住民監査請求書と証拠書類一式」は、既に

- ★東京地検特捜部・公安・会計検査院・道警本部二課等に渡っております。
- ★経産省工ネ庁・農水省林野庁・環境庁・防衛省・総務省にも送ります。

また、これから「長周新聞」と「住民監査請求」可否の記事も加えて再送します。



14, 町長・副町長は、いずれこの町を去ります。

残された我々は、死するまでこの地に留まります。そして、負の遺産「官製談合」の汚名と屈辱を拭い続けねばならないのです。一時の権力に ^{おもね}阿て加担することが、果たして孫・子の為になるのか、町の為になるのか、我々は深慮熟考せねばなりません。仁木の町を根底から良くして行きたい、変えて行きたいと、心から思います。住みよい街、希望の持てる街、それは請求する側も、監査する方も、同じ思いであると信じます。それは、みな切なる一心な思いでもあります。今一度、原点に立ち返って、素の姿に戻り、真に仁木の町民の幸せの為、町の発展のために、今ここで、どのような判断をするか、改革をするかを、大原野の仁木を苦難の中で開拓した先祖から、未来の可愛い子孫から問

われています。そして、道民から、国民から問われています。

私たちは、いたずらに反対対立をしている訳ではありません。私個人としては、札幌で自然食品店を営むこと 40 年を数えます。その間、健康と平和と幸福を追求して、他と対立することは、殊更にしたことはありません。そのお陰で、お客様にもスタッフにも恵まれ、今日を迎えました。8 年前、第一線を退いて、悠々自適の後半生を夢見、全国から仲間の移住者もあり、安らかなる生活を送るつもりでございました。そこに降って湧いたような風車建設計画。理想の村作りは、急遽風車反対の運動に代わりました。これまで、政治には無関心、寧ろ嫌悪を抱くほど避けておりました。一昨年 6 月の電撃的な風車発表で、私たちのライフスタイルは一変しました。ふるさとが壊れてはならないと、農作業そっちのけで、反対運動に挺身邁進しました。皆様方には異常に映ったと思われませんが、それは真剣な闘い、自分との戦いで必死でありました。まほろばのお客様の応援寄付により、また収益により、小冊子を発行し、チラシを播き、学習会を開いてまいりました。町民の中には、その行為を訝しく不審に思われる方々が多いでしょうが、それは常識から考えられないことで、致し方ないと理解しております。とにかく、風車中止をどうしても実現したかったのです。

15、「妥協なき和合」をめざして

しかし、それに付随し、これら一連の再エネ事業が落とす影は、今回の一件のように、国から道、道から町へと大きくして深いものがあります。私共にとって、この「住民監査請求」は即「風車反対運動」でもあります。命がけで、この事件の解決に、一身一命を挺する覚悟でおります。私の信条は「妥協なき和合」です。

この小さな町の不祥事の解決が、全国各地で同様の悩みを抱えている住民の方々の希望となり、国の行く末を少しでも照らす一隅の光となりますよう、祈るものです。**仁木は、「国を照らす宝」だと信じて疑いません。**

これ以上、混乱なく、粛々として町制が執り行われますよう心より念願して、今回の「住民監査請求」の陳述を語り終えたいと思います。皆さまのご静聴、誠にありがとうございました。

仁木町西町 農業 宮下 周平

●「住民監査請求」及び「証拠書類」を入手されたい方は、お申し出ください。